

法から学ぶ文化政策

小林真理 = 小島 立 = 土屋正臣 = 中村美帆

2021年12月発売 / 316頁 / 定価 2640円(税込)
四六判 / 並製

法から
学ぶ
文化政策

小林真理・小島立・土屋正臣・中村美帆 著

はじめてでもまるごとわかる
重要な政策と関係法令
文化の創造・振興を担うあなたへ

詳細を見る



編集
担当者
から

すごく面白い本です。と作り手が言っても信憑性がないですが……ねえみなさん、法律ってなんのためにあると思いますか。法はべつに厳然とそこにあるものではなく、作られたものなんですよ。だれかに必要だから、政治をととして法ができ、政策として返ってきます。だから法律には、その時代に重視される価値と、実現する方法がダイレクトに書き込まれ、社会の指針になります。

その価値のひとつが、文化です。文化（政策）にはたくさんのジャンルがあります。下の表を見てください。全人類が文化芸術活動とともに生きています。コロナ禍で多くの機会が失われ、公的支援に注目が集まるいま。私たちの社会は、文化の価値をどのようにとらえ、なにを実現しようとしているのか、学んで考える意味があると思います。

本書は、日本の文化政策全体を見渡せる唯一の本です。図表や具体例を多めに、実務にも役立つ基礎的な知識をコンパクトにまとめました。法あるいは文化政策に興味を持って履修したたくさんの学生さん、文化政策を担う公務員、弁護士、美術が好きなお社員まで、すでにさまざまな方にお読みいただけたと伺っています。まずは書店やホームページで立ち読みを。(OF)

Point!

P

巻頭図。これを読んでいるあなたも、法と文化芸術活動にかかわるアクターです！

文化サイクル対応表

目次	法	創る	送り出す	受け取る	遺す
第1部					
第1講	日本国憲法	基本的な人権を保障し、国家のあり方を規定することで、文化のサイクルをはじめとする社会全体を支える			
第2講	文化芸術基本法	国は、文化芸術に関する施策を推進する計画を策定し、推進する。そのうえで留意すべき基本理念を定める			
第3講・第4講	著作権法	著作・作曲する、絵を描く、文芸作品を書く、など	実演、出版、録音・録画の販売・配信、など	音楽を聞く、本を読む、美術作品を鑑賞する、など	保護期間 (原則として著作権の死後70年)
第5講・第6講	文化財保護法		文化財としての価値づけ 紹介、展示、教育	アイデンティティの醸成 文化財のある生活環境の享受	文化財の保存・伝承
第7講	文化芸術を支える組織の法規制	すべてに関わる			
第8講	行政改革関連法	国や地方自治体の政策や施策を効率的・効果的に運営する			
第9講	社会教育法	社会教育として「文化」に関連する事務を扱う場合もある			
第2部					
図書館法		資料の提供 その他図書館奉仕の提供	資料の利用 その他図書館の利用	資料の収集、整理、保存	
第10講	博物館法	調査研究、展示 その他一般公開向け事業	展示の鑑賞 教育普及等の事業の利用	資料の収集、保管	
美術品公開促進法		優れた美術品の公開			
美術品補償法		展覧会開催の補償			
文化観光促進法		文化観光に地域や施設を活かす		活かすことにより遺す	
第12講	劇場法	公演を企画・実施 実演芸術の利用に供する	実演芸術の普及啓発 教育機関との連携	実演芸術の継承 事業実施のための人材育成	
第3部					
第13講	障害者文化芸術活動推進法	創造の機会の拡大 権利保護の推進	作品等の発表の機会の確保 販売等の支援、交流の促進	鑑賞の機会の拡大	芸術上価値が高い作品等の 評価保存場所確保
第14講	アイヌ施策推進法	権利保護の推進	展示、教育 固有文化の再発見	アイデンティティの醸成 多文化、多様な価値観への寛容	固有文化の伝承 生活環境の安定化
第15講	日本語教育推進法	教育機会の掘り起こし	夜間中学校等での教育	キャリア選択の拡大 異文化理解の促進	自文化アイデンティティの継承

強く関連する 関連する

※目次は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

